

○焼津市社会教育委員条例

昭和24年12月5日条例第39号

改正

昭和28年12月23日条例第39号

昭和29年12月25日条例第39号

昭和36年3月31日条例第1号

平成15年3月31日条例第6号

平成26年3月26日条例第6号

焼津市社会教育委員条例

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条により焼津市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱するものとする。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員は特別の事情があると認めた場合は、その任期中でもこれを解嘱することができる。

第6条 委員は委員会を構成し、互選により委員長、副委員長を定める。

第7条 委員会は、必要に応じてこれを開く。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

附 則（昭和28年12月23日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和29年12月25日条例第39号）

この条例は、昭和30年1月1日から施行する。

附 則（昭和36年3月31日条例第1号）

この条例は、昭和36年3月31日から施行する。

附 則（平成15年3月31日条例第6号）

この条例は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。